

第202200014140号
第202200014107号
令和4年4月8日

鳥取県スポーツ協会会長
鳥取県障がい者スポーツ協会会長
各市町村スポーツ担当課長
県立社会体育施設所管課長

} 様

鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課長
(公 印 省 略)
鳥取県教育委員会事務局体育保健課長
(公 印 省 略)

スポーツ活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについては、令和4年1月13日付第202100255848号通知等において対策の徹底をお願いしておりますが、現在、県内全域に「鳥取県版新型コロナ特別警報」、東部地区及び西部地区には「感染急拡大特別警報」が発令されています。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項により、県内全域に要請していた感染防止対策の徹底が4月30日まで延長され、引き続き予断を許さない状況が続いています。

こうした中、県立高校の運動部活動において、クラスターが発生したことが4月7日に確認されました。また、全国においても運動部やスポーツ大会での集団感染が報道されています。

については、これまでにお示した取組に加え、下記の鳥取県での集団感染事例を参考に、特段の感染防止対策を講ずるとともに、対策を万全に行えない場合は活動の中止も検討するなど、再度指導の徹底をお願いします。

記

1 最近の鳥取県での集団感染事例（スポーツ関係）

(1) 施設種別

スポーツジム、スポーツイベント、部活動（運動部）

(2) 感染事例の状況

- ・換気が不十分な更衣室を、同一のタイミングで多くの利用者が使用。
- ・声を出す場面や集合する場面での適切な距離の不足、マスク着用の不徹底。

(3) 感染対策（事案を受け、専門家による現地指導を行って徹底したもの。）

- ・更衣室の吸排気口清掃の徹底や、サーキュレーターを設置して気流を作り、換気効率を上げること。
- ・更衣室内で密集状態とならないよう、あらかじめロッカーの半分の鍵を均等な間隔で外しておくなどの方法により、使用できるロッカーの制限を行う。また、フィジカルディ

スタンスを確保して利用するよう掲示すること。

- ・練習前後のミーティングで話す者は、マスクを着用すること。
- ・マスクを外して実施する練習は、他者との距離を十分に離すこと。

2 1 について、所管の加盟団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、社会体育施設（地区体育館を含む）に周知、徹底を行うこと。

(下記以外に関すること)

スポーツ課スポーツ振興担当 池田

電話：0857-26-7919

(スポーツ少年団に関すること)

体育保健課学校体育担当 山本

電話：0857-26-7922